

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年4月6日
【会社名】	DMG森精機株式会社
【英訳名】	DMG MORI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 雅彦
【本店の所在の場所】	奈良県大和郡山市北郡山町106番地 (注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	0743(53)1125(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長経理財務本部長 小林 弘武
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区潮見2丁目3-23
【電話番号】	03(6758)5900(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長経理財務本部長 小林 弘武
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 299,743,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	153,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

##### （注）1．募集の目的及び理由

当社は、2018年2月13日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2018年3月22日開催の第70回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額300百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として10年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本募集は、本制度を踏まえ、2018年4月6日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の発行は、本制度に基づき、当社の第71期事業年度（2018年1月1日～2018年12月31日）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権として、割当予定先である当社の取締役に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより行われます。

また、当社は対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定です。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

##### <本割当契約の概要>

##### （1）譲渡制限期間

割当予定先は、本割当契約により割当を受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、2018年5月2日～2048年5月2日まで（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人又はフェローその他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、本割当株式に係る譲渡制限を解除する。

##### （3）譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了、死亡その他正当な事由により退任した場合の取扱い

##### 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人又はフェローその他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了、その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

##### 譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

##### （4）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

- 2．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

## 3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	153,400株	299,743,600	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	153,400株	299,743,600	-

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対象取締役等に割当てする方法によります。

2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3.現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第71期事業年度(2018年1月1日~2018年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、内容は以下のとおりです。

(単位:円)	割当株数	払込金額(円)	内容
取締役:5名( )	153,400株	299,743,600	第71期事業年度分

社外取締役を除く。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,954	-	100株	2018年4月23日~ 2018年5月1日	-	2018年5月2日

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。

2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3.また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第71期事業年度(2018年1月1日~2018年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
DMG森精機株式会社 財務部	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目35番16号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

**4【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	500,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

**(2)【手取金の使途】**

当社は、当社の対象取締役に対する持続的な企業価値向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入いたしました。

また、2018年3月22日開催の株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、年額300百万円以内の金銭報酬を支給することができることにつき、ご承認をいただきました。

上記決定を受け、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第71期事業年度(2018年1月1日～2018年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

当社は本自己株式処分のほか2018年4月6日開催の取締役会において、野村信託銀行株式会社(DMG森精機従業員持株会専用信託口)に対する第三者割当による自己株式処分(以下「別件自己株式処分」といいます。)を決議しております。別件自己株式処分の概要は以下のとおりであります。詳細につきましては、当社が2018年4月6日に提出した別件自己株式処分に係る有価証券届出書(以下「別件有価証券届出書」といいます。)をご参照ください。

(別件自己株式処分の概要)

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 2,500,000株
(2) 発行価格	1株につき1,954円
(3) 発行価額の総額	4,885,000,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 - 増加する資本準備金の額 -
(5) 募集方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期間	2018年4月27日
(7) 払込期日	2018年4月27日
(8) 割当予定先及び割当株数	野村信託銀行株式会社 (DMG森精機従業員持株会専用信託口) 2,500,000株

(注) 発行価額の総額は、別件自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、別件有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期(自2017年1月1日 至2017年12月31日) 2018年3月22日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2018年4月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2018年3月27日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年4月6日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2018年4月6日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。